

# 家庭用高効率給湯器契約

～選 択 約 款～

2023年3月1日実施

へーベルガス Supplied by 東邦ガス

## 目 次

1. 適 用.....	1
2. 選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	2
5. 契約の解約・変更.....	2
6. 契約期間.....	2
7. 使用量の算定.....	3
8. 料 金.....	3
9. 単位料金の調整.....	3
10. 設置確認.....	4
11. そ の 他.....	4

### 付 則

1. 本選択約款の実施の期日.....	5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置.....	5
(別 表)	
1. 料金および消費税等相当額の算定方法.....	6
2. 料 金 表.....	7

## 1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たし、かつ、この選択約款実施の際現に家庭用高効率給湯器契約（2019年10月1日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の基本約款とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、基本約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、基本約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が基本約款のみを変更する場合は、基本約款の規定によります。

## 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

次のいずれかの事項を満たすことを条件といたします。

- (1) 専用住宅において、高効率給湯器を使用すること。
- (2) 託送供給約款に規定する1需要場所におけるガスメーターの能力（工事約款の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、高効率給湯器を使用すること。

#### 5. 契約の解約・変更

- (1) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約、または設備の変更や建物の改築等のための一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（（2）において同じ。）。
- (2) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

#### 6. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合の契約期間は、使用開始日（契約成立日と使用開始日が同日の場合を含みます。）から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更する場合の変更後の契約期間および他のガス小売事業者を当社へ変更してガスの使用を開始する場合の契約期間は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する

月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 8. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて算定いたします。

- (2) 料金は、基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内に支払っていただきます。

なお、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延伸いたします。

- (3) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。なお、延滞利息については基本約款によります。

## 9. 単位料金の調整

当社は、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

## 10. 設置確認

- (1) 当社は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。

万一、立入りを承諾していただけない場合、あるいは4に定める適用条件を満たして

いないと当社が判断した場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約することがあります。

- (2) お客様が、高効率給湯器を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものといたします。

#### 11. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施の期日

2023年3月1日から実施いたします。

ただし、2023年3月31日までに支払義務が発生するものについては本選択約款の変更前の選択約款（家庭用高効率給湯器契約（2019年10月1日実施））にもとづき料金を算定します。また、2023年4月分から2023年8月分の料金の算定にあたっては、下記2のとおりといたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

料金算定期間の末日が2023年4月1日から2023年8月31日に属する料金に適用する調整単  
位料金の算定に用いる平均原料価格は、基本約款19. 単位料金の調整(2)②で算定した平均  
原料価格の金額が133,360円以上となった場合、次の式で算定した平均原料価格を適用いた  
します。

平均原料価格 = 133,360円

+ (基本約款19. 単位料金の調整(2)②で算定した平均原料価格の金額 - 133,360円)  
× 50%

(算定結果の10円未満の端数を切り捨て)

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします（1円未満の端数は切り捨て）。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て）

=料金×消費税率÷（1＋消費税率）



## 2. 料金表

### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ①料金表A (消費税等相当額を含みます。)

##### イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	759.00円
-------------------	---------

##### ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	204.51円
------------	---------

##### ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

#### ②料金表B (消費税等相当額を含みます。)

##### イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,558.33円
-------------------	-----------

##### ロ 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.55円
------------	---------

##### ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

#### ③料金表C (消費税等相当額を含みます。)

##### イ 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,792.59円
-------------------	-----------

##### ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	159.86円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2,016.66円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	157.62円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2,576.85円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	155.38円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6,905.55円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	146.72円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。